類 別 機械器具39 医療用鉗子

一般的名称 鉗子(JMDN:10861001)

クラス別 一般医療機器(クラスI)

販売名 コラン式舌鉗子

### 「禁忌・禁止]

本製品を曲げ、切削、打刻(刻印)等の二次的加工(改 造)することは、折損等の原因となるので絶対に行なわ ないこと。

又、使用前に必ず洗浄・滅菌を行い、使用目的以外の 目的で使用しないこと。

### 【形状・構造及び原理等】

### 形状



### 原材料

ステンレス鋼

#### 原理

回転軸のある2枚の刃(一方の先端がリング状で、その対極がハンドルになっている)からなり、ハンドルを開閉することで、先端のリング状の舌挟み部が開閉され、舌が把持される。

### 【使用目的又は効果】

臓器、組織又は血管を非外傷性に把持、結合、圧迫又は支持するために用いる。主として気道を確保したり、口中の異物の確認や除去をする時に、舌を挟み引き出すために使用する。

## 【使用方法】

- (1) ハンドルの穴にそれぞれ親指と他の指を入れ操作し、 先端のリング状の舌挟み部を開く。
- (2) 舌挟み部で舌を挟み、ハンドルを指に力をいれて閉じ、 舌を把持する。(必要に応じガーゼ等で舌を保護する) 又、ハンドルに着いているラチェットがクランプされる ことで、把持した状態が固定される。

### 【使用上の注意】

- (1) 本品をクロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)患者、又はその疑いのある患者に使用した場合は、クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)に関する国内規制及びガイドライン等を遵守すること。
- (2) 使用前に必ず洗浄・滅菌(保守・点検に係る事項参照)
- (3) 使用目的(手術・処置等の医療行為)以外の目的で使用しないこと。また、折損、曲がり等の原因になり得るので使用時に必要以上の力(応力)を加えないこと。
- (4) 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が 乾燥しないよう、直ちに洗浄液等に浸漬すること。
- (5) 塩素系及びョウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるのでできるだけ使用を避けること。使用中に付着したときには水洗いすること。
- (6) 本製品を曲げ、切削、打刻(刻印)等の二次加工(改造)することは、破損等の原因となるので絶対に行わないこと。

### 【貯蔵方法】

- (1) 貯蔵・保管にあたっては、洗浄をした後、腐食を防ぐために保管期間の長短にかかわらず必ず乾燥をすること。
- (2) 滅菌済のものを貯蔵・保管するにあたっては、再汚染を 防ぐため清潔な場所に保管をするとともに、有効保管期間 の管理をすること。

### 【保守・点検に係る事項】

- (1) 使用後は、できるだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除去し、職業感染防止のために洗浄・消毒すること。
- (2) 汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用すること。
- (3)洗浄装置(超音波洗浄装置、ウォッシャーディスインフェクタ等)で洗浄するときには、本器同志が強く接触して損傷することがないよう注意をすること。可動部分は開放して、汚れが落ちやすいようにすること。
- (4) 洗剤の残留がないよう十分にすすぎをすること。仕上げすすぎには、浄化水(濾過、蒸留、脱イオン化等)を用いることを推奨する。
- (5)洗浄後は、腐食防止のために直ちに乾燥すること。
- (6) 螺子部の動きをスムーズにするために、水溶性潤滑剤を 塗布することを推奨する。
- (7) 使用(滅菌)前に、汚れ、傷、曲がり、歯の損傷、 可動部の動き等に異常がないか点検をすること。
- (8) 点検後、セット・包装をし、下記の条件で高圧蒸気 滅菌を推奨する。なお、滅菌のためのセット・包装に あたっては、可動部は開放するなど、確実に滅菌できるよう 配慮すること。

# 滅菌条件(推奨):

日本薬局方 参考情報 11. 微生物殺滅法 2. 滅菌法 2-1 加熱法を準用の上、下記条件のにおいて高圧蒸気滅菌する。

温度	時間
115℃~118℃	30分以上
121℃~124℃	15分以上
126℃~129℃	10分以上

(9) 強アルカリ/強酸性洗剤・消毒剤は、器具を腐食させるおそれがあるので、使用を避けること。

金属たわし、クレンザー (磨き粉) 等は、器具の表面が損傷 するので汚物除去及び洗浄時に使用しないこと。

【包装単位】: 1個入/袋

### 【製造販売業者名称及び住所等】

福川産業株式会社

〒113-0033 東京都文京区本郷4-1-1 TEL: 03-3812-3915

外国製造所: IAA Surgical Instruments Company (パキスタン)